



熊本県公報

目次

告 示

結核予防法による医療機関の指定 結核予防法による医療機関の辞退 廃川敷地の発生	(健康増進課)	一
道路の区域変更	(河川課)	二
"	(道路維持課)	二
"	"	三
"	"	三
熊本県防災行政無線管理規程の一部改正 漁業災害補償法に基づく加入区の設定	(防災消防課)	四
道路の供用開始	(漁政課)	五
公 告	(道路維持課)	五
平成十四年の経営事項審査の実施	(監理課)	五
土地改良区解散に伴う清算人の就職	(農村計画課)	六
土地改良区役員の退任及び就任	"	六
登 載 依 頼	"	六
財団法人熊本県交通安全協会熊本県交通安全活動推進センターの所在地の変更	(警察本部)	七
土地収用法に基づく裁決手続開始決定	(収用委員会)	七
"	"	九
"	"	一〇

告 示

熊本県告示第九十二号
結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定した。
平成十四年二月六日

熊本県知事 潮谷 義子

指令番号	所在地	名称	開設者		指定年月日
			住所	氏名	
六十五	八代市竹原町一六 五八一―一	労災病院前 調剤薬局	熊本市九品寺三丁目十六番六一号下 川ビル内	株式会社下川 調剤	平成十四年 一月二十五日
六十六	玉名市中一九三一 ―四	あさひ調剤 薬局	熊本市九品寺三丁目十六番六一号下 川ビル内	株式会社下川 調剤	平成十四年 一月二十五日
六十七	菊池郡泗水町豊水 三三八八	岸眼科	菊池郡泗水町豊水 三三八八番地の一	医療法人明厚 会	平成十四年 一月二十五日
六十八	菊池市大字大琳寺 二七五番地一	中野クリニ ック	菊池市大字大琳寺 二七五番地一	医療法人社団 健誠会	平成十四年 一月二十五日
六十九	八代市通町七十一 四	松岡内科ク リニック	八代市通町七十一 四	医療法人師天 会	平成十四年 一月二十五日
七十	八代郡泉村大字柿 迫三一八八―二	横田診療所	八代郡泉村大字栗 木五八一―四	横田三郎	平成十四年 一月二十五日
七十一	阿蘇郡白水村中松 二八五〇―三	ファミリ 薬局	阿蘇郡高森町大字 高森一六一―の五	中村 稔	平成十四年 一月二十五日

熊本県告示第九十三号
結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定により、次の医療機関は、その指定を辞退した。
平成十四年二月六日

熊本県知事 潮谷 義子

熊本県告示第九十九号

熊本県防災行政無線管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十四年二月六日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県防災行政無線管理規程の一部を改正する規程

熊本県防災行政無線管理規程（昭和五十三年熊本県告示第十三十八号）の一部を次のように改正する。

別表第二の二 中継局の表固定局・基地局防災三の岳から固定局・基地局防災矢山山の項中「固定局・基地局」の下に「・携帯基地局」を加え、同表固定局防災六郎次の項中「固定局」の下に「・基地局・携帯基地局」を加え、同表固定局・基地局防災尾ノ岳から固定局・基地局防災荒尾岳の項中「固定局・基地局」の下に「・携帯基地局」を加える。

別表第二の三 支部局の表固定局防災亀川ダムの項中「本渡」を「天草」に改める。

別表第二の四 端末局(1) 県出先機関の表地球局S C C自治体熊本県熊本可搬地球V118の項の次に次のように加える。

地球局 ・ 搬地球V524・防災熊本航空 固定局	S C C自治体熊本県熊本可 搬地球V524・防災熊本航空 センタ	上益城郡益城町大字杉堂字 向高遊九〇一一三三	防災消防航空セン ター所長
-----------------------------------	---	---------------------------	------------------

別表第二の五 移動局の表陸上移動局防災熊本8の項及び陸上移動局防災熊本9の項を削る。同表陸上移動局防災本渡1から陸上移動局防災本渡7及び陸上移動局防災亀川1の項中「本渡地域振興局」を「天草地域振興局」に改め、同表陸上移動局防災亀川1の項の次に次のように加える。

陸上移 動局	防災熊本ヘリ支援1	上益城郡益城町大字杉堂字 向高遊九〇一一三三	防災消防航空セン ター所長
陸上移 動局	防災熊本航空センタ1	上益城郡益城町大字杉堂字 向高遊九〇一一三三	防災消防航空セン ター所長
陸上移 動局	防災熊本航空センタ2	上益城郡益城町大字杉堂字 向高遊九〇一一三三	防災消防航空セン ター所長
陸上移 動局	防災熊本航空隊1	上益城郡益城町大字杉堂字 向高遊九〇一一三三	防災消防航空セン ター所長
陸上移 動局	防災熊本航空隊2	上益城郡益城町大字杉堂字 向高遊九〇一一三三	防災消防航空セン ター所長

別表第二の六 テレメーター局の表固定局一町田水位の項の次に次のように加える。

固定局	山室橋水位	熊本市八景水谷一丁目八七 九一地先	河川課長
固定局	鶴羽田橋水位	熊本市四方寄町八〇番地先	河川課長
固定局	天満橋水位	熊本市城山大塘町一六三六 地先	河川課長
固定局	鶴野橋水位	熊本市花園七丁目二二一 地先	河川課長
固定局	須屋水位	菊池郡西合志町大字須屋字 川添六〇七一一地先	河川課長
固定局	第2大鞆橋水位	八代郡千丁町大字古閑出字 築合北割二九七五一一〇地 先	河川課長
固定局	早瀬橋水位	八代郡東陽村大字南字早瀬 三〇五六	河川課長
同表固定局南関雨量の項の次に次のように加える。			
固定局	菊陽雨量	菊池郡菊陽町大字久保田字 下原二七八六一三地先	河川課長
同表固定局松島橋風速の項の次に次のように加える。			
無線標	鶴羽田橋流速	熊本市四方寄町八〇番地先	河川課長
定陸上	天満橋流速	熊本市城山大塘町一六三六 地先	河川課長
無線標	須屋流速	菊池郡西合志町大字須屋字 川添六〇七一一地先	河川課長
定陸上	第2大鞆橋流速	八代郡千丁町大字古閑出字 築合北割二九七五一一〇地 先	河川課長

同表固定局新休警報から固定局亀場橋警報の項中「本渡地域振興局」を「天草地域振興局」に改める。同表固定局波多浦警報の項中「二七一九一一」を「二七二一一七」に改める。

別表第二の六 テレメーター局の表の次に次のように加える。

を行わなければならない。

平成十四年二月六日

熊本県知事 潮 谷 義 子

一 申請の対象者

熊本県内に主たる営業所を有する法第三条第一項の規定による建設業者

二 申請の対象となる審査基準日

平成十三年十月一日から平成十四年九月三十日までの間で営業年度が終了する日

三 申請日の予約

1 予約先

主たる営業所を所管する地域振興局又は熊本土木事務所

2 予約の期限

平成十四年十月三十一日まで

3 予約の方法

法第十一条第二項の規定による変更届出書（営業年度終了）を提出した後に行うものとする。ただし、審査基準日が平成十四年七月一日から平成十四年九月三十日までの者にあつては、前年に提出した変更届出書（営業年度終了）の副本（主たる営業所を所管する地域振興局又は熊本土木事務所の受付印があるものに限る。）を持参し、平成十四年十月一日から平成十四年十月三十一日までの間に予約することができる。

四 申請の方法

経営事項審査の申請は、三により予約した申請日に、知事が別に定める場所へ、五の書類を持参して行うものとする。

五 申請日に持参する書類

1 経営事項審査申請書（規則第十九条の二第二項に定める別記様式第二十五号の六）

2 経営事項審査添付書類

3 その他知事が別に定める書類

六 経営事項審査の手数料及び納付方法

1 手数料

熊本県手数料条例（平成十二年熊本県条例第九号）第二条第一項第百十四号に規定する額

2 納付方法

国土交通大臣許可の建設業者にあつては収入印紙を、熊本県知事許可の業者にあつては熊本県収入証紙を経営事項審査添付書類の審査手数料はり付け書にはり付けて行うものとする。

七 経営事項審査の結果通知

経営事項審査の結果通知書は、申請者あて郵送にて送付する。

八 問い合わせ先

熊本県土木部監理課建設係
熊本水前寺六丁目十八番一号
電話〇九六―三八三―一一一（内線）六〇一九・六〇二〇・六〇二一

熊本県公告第七十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十八条第二項において準用する同法第十八条第十六項の規定に基づき、土地改良区の清算人の就職について届け出があつたので、同法第六十八条第二項において準用する同法第十八条第十七項の規定により次のとおり公告する。

平成十四年二月六日

熊本県知事 潮 谷 義 子

一 土地改良区の名称

平山土地改良区

二 就職清算人

氏 名	住 所
豊 田 幸 人	熊本市松尾町平山五四番地
吉 田 久 蔵	熊本市松尾町平山七五番地
井 上 俊 春	熊本市松尾町平山九四六番地
宮 崎 正 敏	熊本市松尾町平山七四番地
大 森 幸 敏	熊本市松尾町平山九三七番地

熊本県公告第七十二号

熊本市護藤土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨届出があつた。

平成十四年二月六日

熊本県知事 潮 谷 義 子

退 任

役職名	氏 名	住 所
理 事	田 上 為 彦	熊本市護藤町九三番地
" "	上 田 秀 雄	熊本市護藤町二一五番地
" "	村 田 正 春	熊本市護藤町二四〇番地

理事	太田黒利春	熊本市護藤町二六五七番地
"	松村生	熊本市護藤町三四〇三番地
"	松岡輝美	熊本市護藤町二八〇〇番地
監事	藤本年春	熊本市護藤町二四四一番地の一
"	北野哲雄	熊本市護藤町二二九四番地
"	西田勝義	熊本市護藤町三五二二番地

理事	田代睦雄	熊本市護藤町二二一〇番地
"	石坂義人	熊本市護藤町二二三番地
"	高野繁範	熊本市護藤町二四二番地
"	高浜賢男	熊本市護藤町一四九番地の一
"	下村次義	熊本市護藤町二七八九番地
"	松村生	熊本市護藤町三四〇三番地
"	坂崎守男	熊本市護藤町二五一三番地
"	村田芳信	熊本市護藤町三三〇二番地
"	西田勝義	熊本市護藤町三五二二番地

登 載 依 頼

熊本県公安委員会告示第一号
 交通安全活動推進センターに関する規則（平成十年国家公安委員会規則第三号）第三条
 第一項の規定により「財団法人熊本県交通安全協会熊本県交通安全活動推進センター」の
 所在地の変更の届出があつたので、同条第二項の規定による告示する。

平成十四年二月六日
 熊本県公安委員会委員長 松村敏人

- 1 変更後の住所及び事務所の所在地
 菊池郡菊陽町大字辛川二六五五番地
- 1 変更した期日
 平成十四年一月四日

熊本県収用委員会公告第二号
 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により次のとおり
 収用の裁決手続の開始を決定した。
 平成十四年二月六日
 熊本県収用委員会 会長 塚本 侃

- 一 起業者の名称 国土交通大臣
- 二 事業の種類 一級河川球磨川水系川辺川ダム建設工事及びこれに伴う附帯工事
- 三 裁決手続の開始を決定した権利の目的であり、又は当該権利に係のある土地、河川
 の敷地、海底又は水若しくは立木、建物その他土地に定着する物件のある土地の所在

（一） 収用の部分
 熊本県球磨郡相良村分
 当該権利に係のある土地の所在

- 〔一級河川球磨川水系川辺川〕
- 下流 左岸 熊本県球磨郡相良村大字四浦東字藤田地内
- 右岸 同県同郡相良村大字四浦西字堂迫地内 から
- 上流 左岸 熊本県球磨郡相良村大字四浦東字藤田地内
- 右岸 同県同郡相良村大字四浦西字野原地内 まで

- 〔一級河川球磨川水系川辺川右支川椎葉谷川〕
- 下流 左岸 熊本県球磨郡相良村大字四浦西字野原地内
- 右岸 同県同郡相良村大字四浦西字堂迫地内 から
- 上流 左岸 熊本県球磨郡相良村大字四浦西字野原地内
- 右岸 同県同郡相良村大字四浦西字堂迫地内 まで

- （対象区域は裁決申請書添付書類第三号権利調書添付の平面図のとおり）
- 熊本県球磨郡五木村分
- 当該権利に係のある土地の所在
- 〔一級河川球磨川水系川辺川〕
- 下流 左岸 熊本県球磨郡五木村甲字下谷地内
- 右岸 同県同郡五木村丙字逆瀬川地内 から
- 上流 左岸 熊本県球磨郡五木村甲字板木地内
- 右岸 同県同郡五木村丙字逆瀬川地内 まで

- 〔一級河川球磨川水系川辺川左支川板木谷川〕
- 下流 左岸 熊本県球磨郡五木村甲字下谷地内
- 右岸 同県同郡五木村甲字板木地内 から
- 上流 左岸 熊本県球磨郡五木村甲字板木地内
- 右岸 同県同郡五木村甲字板木地内 から

- 〔一級河川球磨川水系川辺川左支川板木谷川〕
- 下流 左岸 熊本県球磨郡五木村甲字下谷地内
- 右岸 同県同郡五木村甲字板木地内 から
- 上流 左岸 熊本県球磨郡五木村甲字下谷地内
- 右岸 熊本県球磨郡五木村甲字下谷地内 から

(対象区域は裁決申請書添付書類第三号権利調書添付の平面図のとおり)
(二) 使用の部分

熊本県球磨郡相良村分

当該権利に係る土地の所在

(一級河川球磨川水系川辺川)

下流 左岸 熊本県球磨郡相良村大字四浦東字藤田地内

右岸 同県同郡相良村大字四浦西字堂迫地内 から

上流 左岸 熊本県球磨郡相良村大字四浦東字藤田地内

右岸 同県同郡相良村大字四浦西字堂迫地内 まで

(一級河川球磨川水系川辺川)

下流 左岸 熊本県球磨郡相良村大字四浦東字藤田地内

右岸 同県同郡相良村大字四浦西字野原地内 から

上流 左岸 熊本県球磨郡五木村甲字下谷地内

右岸 同県同郡五木村丙字逆瀬川地内 まで

(一級河川球磨川水系川辺川右支川椎葉谷川)

下流 左岸 熊本県球磨郡相良村大字四浦西字野原地内

右岸 同県同郡相良村大字四浦西字堂迫地内 から

上流 左岸 熊本県球磨郡相良村大字四浦西字椎葉道地内

右岸 同県同郡相良村大字四浦西字中ノ原地内 まで

(一級河川球磨川水系川辺川左支川藤田谷川)

下流 左岸 熊本県球磨郡五木村甲字野々脇地内

右岸 同県同郡五木村甲字野々脇地内 から

上流 左岸 熊本県球磨郡相良村大字四浦東字藤田地内

右岸 同県同郡相良村大字四浦東字山手地内 まで

(対象区域は裁決申請書添付書類第三号権利調書添付の平面図のとおり)

熊本県球磨郡五木村分

当該権利に係る土地の所在

(一級河川球磨川水系川辺川)

下流 左岸 熊本県球磨郡相良村大字四浦東字藤田地内

右岸 同県同郡相良村大字四浦西字野原地内 から

上流 左岸 熊本県球磨郡五木村甲字下谷地内

右岸 同県同郡五木村丙字逆瀬川地内 まで

(一級河川球磨川水系川辺川)

下流 左岸 熊本県球磨郡五木村甲字板木地内

右岸 同県同郡五木村丙字逆瀬川地内 から

上流 左岸 熊本県球磨郡五木村甲字九折瀬地内

右岸 同県同郡五木村甲字鶴地内 まで

(一級河川球磨川水系川辺川左支川藤田谷川)

下流 左岸 熊本県球磨郡五木村甲字野々脇地内

右岸 同県同郡五木村甲字野々脇地内 から

上流 左岸 熊本県球磨郡相良村大字四浦東字藤田地内

右岸 同県同郡相良村大字四浦東字山手地内 まで

(一級河川球磨川水系川辺川左支川瀬目谷川)

下流 左岸 熊本県球磨郡五木村甲字濱野地内

右岸 同県同郡五木村甲字北瀬目地内 から

上流 左岸 熊本県球磨郡五木村甲字濱野地内

右岸 同県同郡五木村甲字北瀬目地内 まで

(一級河川球磨川水系川辺川左支川葛の八重谷川(宮目木川))

下流 左岸 熊本県球磨郡五木村甲字状越地内

右岸 同県同郡五木村甲字状越地内 から

上流 左岸 熊本県球磨郡五木村甲字野々脇地内

右岸 同県同郡五木村甲字宮目木地内 まで

(一級河川球磨川水系川辺川右支川逆瀬川)

下流 左岸 熊本県球磨郡五木村丙字逆瀬川地内

右岸 同県同郡五木村丙字逆瀬川地内 から

上流 左岸 熊本県球磨郡五木村丙字逆瀬川地内

右岸 同県同郡五木村丙字銅山地内 まで

(一級河川球磨川水系川辺川左支川三方谷川)

下流 左岸 熊本県球磨郡五木村甲字三方谷地内

右岸 同県同郡五木村甲字三方谷地内 から

上流 左岸 熊本県球磨郡五木村甲字三方谷地内

右岸 同県同郡五木村甲字三方谷地内 まで

(一級河川球磨川水系川辺川左支川板木谷川)

下流 左岸 熊本県球磨郡五木村甲字下谷地内

右岸 同県同郡五木村甲字板木地内 から

上流 左岸 熊本県球磨郡五木村甲字下谷地内

右岸 同県同郡五木村甲字板木地内 まで

〔一級河川球磨川水系川辺川右支川五木小川〕

下流 左岸 熊本県球磨郡五木村丙字小八重地内

右岸 同県同郡五木村丙字小八重地内 から

上流 左岸 熊本県球磨郡五木村乙字椎葉地内

右岸 同県同郡五木村丙字土会平地内 まで

〔一級河川球磨川水系川辺川右支川掛橋谷川〕

下流 左岸 熊本県球磨郡五木村乙字掛迫地内

右岸 同県同郡五木村乙字掛迫地内 から

上流 左岸 熊本県球磨郡五木村乙字掛迫地内

右岸 同県同郡五木村乙字掛迫地内 まで

四 権利者の氏名及び住所

球磨川漁業協同組合 熊本県八代市麦島東町一四号一番地

五 関係人の権利の内容、氏名及び住所

なし

六 裁決手続の開始を決定した年月日

平成十四年一月二十九日

熊本県収用委員会公告第三号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により次のとおり
収用の裁決手続の開始を決定した。

平成十四年二月六日

熊本県収用委員会 会長 塚本 侃

一 起業者の名称 国土交通大臣

二 事業の種類 一級河川球磨川水系川辺川ダム建設工事及びこれに伴う附帯工事

三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積

（一）収用の裁決手続の開始を決定した土地

所在 熊本県球磨郡相良村大字四浦東字藤田

五〇式式 番式	地 番		地 目		地 積 (m ²)		決定した面積 (m ²)
	公衆用 道路	公簿	現況 道路	公簿	実測		
	公衆用		公衆用	吉九参参	吉九参参・六四	吉参参式・参八	

（二）使用の裁決手続の開始を決定した土地

所在 熊本県球磨郡相良村大字四浦東字藤田

地 番 地 目 地 積 (m²) 決定した面積 (m²)

五〇式式 公簿 現況 公簿 実測

道路 道路 吉九参参 吉九参参・六四 六七・九四

四 土地所有者の氏名及び住所

持分二二分の二 不明

ただし、

持分二二分の一 谷 博治

持分九六分の五（亡）愛甲伊太郎 法定相続人

愛甲月子

ブラジル国パラナ州イピボラン市ロドリコブルスキ街三三七番地

RUA RODRICO BRUSK, 三三七 八六二〇〇

IBIPORA, PARANA, BRASIL

持分九六分の三（亡）愛甲伊太郎 法定相続人

愛甲ナツエ

右記不在者財産管理人 村島重年

又は 持分二二分の二 国土交通省

上記代表者 国土交通大臣 林 寛子

東京都千代田区霞が関二丁目一番三号

五 土地に関して権利を有する関係人の権利の内容、氏名及び住所

（亡）愛甲伊太郎持分に対する抵当権者

（亡）甲斐重穂 法定相続人

甲斐昭博

熊本県球磨郡免田町甲四〇三番地の五

六 裁決手続の開始を決定した年月日

平成十四年一月二十九日

熊本県収用委員会公告第四号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により次のとおり
収用の裁決手続の開始を決定した。

平成十四年二月六日

熊本県収用委員会 会長 塚本 侃

- 一 起業者の名称 国土交通大臣
- 二 事業の種類 一級河川球磨川水系川辺川ダム建設工事及びこれに伴う附帯工事
- 三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積
所在 熊本県球磨郡五木村丙字金川

地番	地目		地積(m ²)		決定した面積(m ²)	
	公簿	現況	公簿	実測		
壹壹〇六・壹壹参壹番	山林	畑・山林	式壹壹式	六七参壹・〇四	四式参四・式八 壹〇九七・式〇	
七	墓地	墓地	五九	九参・八式	九参・八式	
壹壹五参番	墓地	道・私			六八・参九 式五・四参	
壹式〇七番	墓地	墓地	参九	四参・五五	四参・五五	
壹式四式番	畑	畑・道路	式七四	式四式・〇	式四式・〇	
壹式五九番	畑	畑・私道	八九	五〇六・八	五〇六・八五 式五四・六壹 九参・〇八 壹五九・壹六	

四 土地所有者の氏名及び住所
持分四五三六〇分の二一〇 (亡)森山伴七 法定相続人

森山八ナエ

熊本県球磨郡五木村丙一一七七番地

右記不在者財産管理人

岩田一郎

熊本県球磨郡五木村甲六六四八番地の一

持分四五三六〇分の一四〇 (亡)森山伴七 法定相続人

四辻君子

岐阜県岐阜市領下一三三三七番地

持分四五三六〇分の三〇 (亡)森山伴七 法定相続人

米田重信

熊本県球磨郡錦町大字西一三三三番地の一

持分四五三六〇分の一五 (亡)森山伴七 法定相続人

米田正信

熊本県球磨郡錦町大字西一三三三番地の一

持分四五三六〇分の一五 (亡)森山伴七 法定相続人

吉澤絹代

福岡県福岡市博多区昭南町三丁目四番三一六〇二号

持分四五三六〇分の一 (亡)森山伴七 法定相続人

山下耕司

居所不明ただし住民票上の住所

持分四五三六〇分の一五三三九(亡)森山伴七 法定相続人

熊本市吉原町一一番地

中村清市 熊本県球磨郡相良村大字四浦東六八二番地

五 土地に関して権利を有する関係人の権利の内容、氏名及び住所

なし

六 裁決手続の開始を決定した年月日

平成十四年一月二十九日